素案③

第４次あさぎり町社会福祉協議会

地域福祉活動計画（案）

令和8年度～令和１１年度

みんなで生きる

みんなが活きる

ハートウォーミングプラン（ほのぼの計画）

令和8年3月

社会福祉法人　あさぎり町社会福祉協議会

第１章　地域福祉の推進と地域福祉活動計画

１　地域共生社会の実現と地域福祉の推進

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて有機的につながることで、住民一人ひとりが、地域で支えあい、主体的に生きがいをもって暮らせる社会のことを指しています。

近年日本では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった生活領域における従来の支えあいの基盤は脆弱化しています。さらに多くの地域では、社会経済の担い手も減少し、地域社会そのものの維持が困難になりつつあります。あさぎり町も例外ではなく、人口の減少、地域のつながりの希薄化が進んでいる状況にあります。このような状況のなか、国が制度改革として取り組んでいるのが、「地域共生社会の実現」に包含される「地域福祉の推進」に向けた取り組みです。

地域福祉とは、地域に暮らす人々が互いに支えあい、安心して幸せに暮らすための取り組みや考え方です。行政だけでなく、地域や地域の団体、企業、そして住民一人ひとりが、「新しい公共」で言われる公共の担い手となり、「自助」「互助」「共助」「公助」の基本的な考えのもと、それぞれの役割と責任を果たしながら協働で取り組むことが重要になります。この地域福祉を推進することにより、地域共生社会の実現に大きく貢献するものとなります。

出展：厚生労働省　地域共生社会のポータルサイト

2 地域福祉活動計画

(1) 計画の根拠

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられており、地域福祉活動計画は、この地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。第3次あさぎり町地域福祉活動計画は、その計画期間が令和3年度から令和7年度までの5年間となっていることから、今後多様化する福祉課題への対応と現状に即した地域福祉活動計画を推進するため、第4次あさぎり町地域福祉活動計画を策定します。

(2) 計画の目的

あさぎり町が策定する第5次あさぎり町地域福祉計画との相互連携・共有を図り、協働的関わりを持ちながら、あさぎり町社会福祉協議会(以下「社協」とします。)として地域福祉の考え方や目標、取り組みの方向性を明らかにし、重点的に取り組む内容を示すことで、地域住民や地域の多様な団体・機関との連携と協働による**「住民主体の活動を推進すること」**を目的とします。

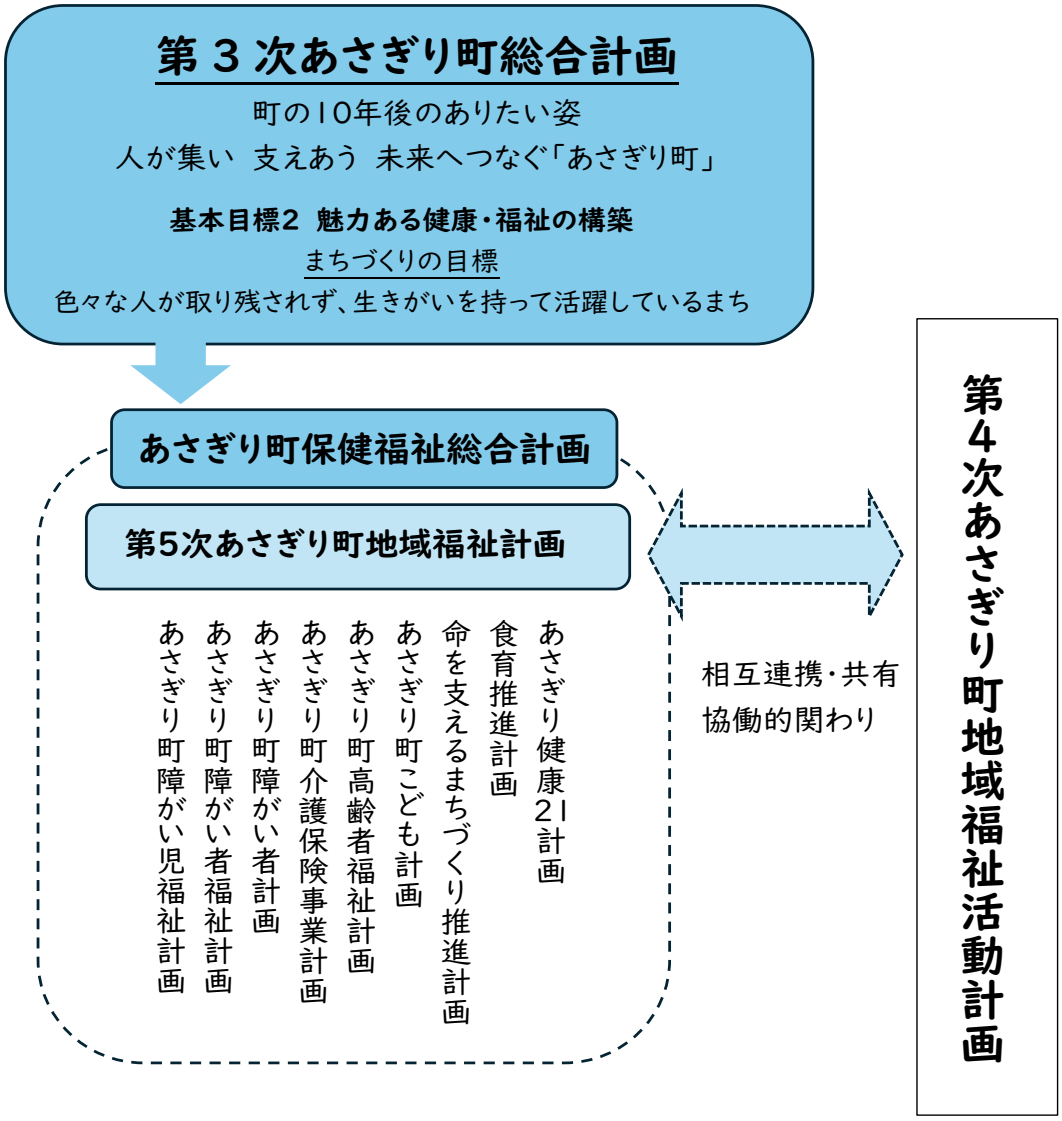

（3）計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。これは、あさぎり町が策定する地域福祉計画の計画期間に合わせるもので、これにより町の計画とのズレを修正します。

（4）計画策定の体制

地域福祉の推進に関わる団体や関係者の幅広い意見を反映させるため、区長、民生児童委員、ボランティア、福祉団体等の代表から成る「あさぎり町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討を行います。また、社協事務局内部に「策定作業部会」を設け、各課・係ごとに課題の抽出・検証を行い、計画の素案づくりを行います。

（5）計画の推進にあたって

本計画による地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標 SDGs」が目指す「誰一人として取り残さない」社会の実現を地域福祉の視点に取り入れ、地域の福祉力を活かした支えあいと助けあいの福祉のまちづくりを進めます。

第2章　第3次あさぎり町社会福祉協議会地域福祉活動計画の評価

令和７年度は、第３次あさぎり町地域福祉活動計画（令和３年度～令和７年度）の最終期にあたり、計画通り実施されているか点検し、その実施状況について、下記の基準に基づいて評価しました。

●事業の評価（達成度）	●実施計画の方向性
４ → 十分達成	拡充 → 実施計画を拡充する
３ → 概ね達成	継続 → 実施計画を継続する
２ → やや不十分	統合 → 複数の実施計画を整理統合する
１ → 不十分	縮減 → 実施計画を見直し縮減する
（5年後の達成目標に対し）	廃止 → 実施計画の目的が達成されたため廃止する

●評価の方法
事業の評価は、１次評価を担当者及び係長が行い、１次評価を基に事務局長及び課長が2次評価を行い、実施計画の方向性を協議検討しました。

その結果としては、ほとんどの活動の展開は達成目標に対し「概ね達成」しており、今後の方向性も「継続」するという評価になりました。また概ね達成はしているものの、事業の推進にあたっては様々な課題もありました。主なものとして、

① 地域活動への参加促進と周知の課題
地域の懇談・交流の場における一般参加者が少ない、特定の意欲ある住民に偏る傾向にある、周知方法や内容に工夫が必要である。

② 担い手確保と世代間連携の課題
高齢化の進行に伴う地域活動の担い手の減少、生産年齢層の都市部への流出による地域基盤の脆弱化、世代交代の円滑化や若い世代の参加促進が重要である。

③ 専門相談支援体制の課題
各種相談対応部門における困難事例への対応と職員の負担増、相談専門員の安定的確保と柔軟かつ強固な包括的支援体制の構築が必要である。

④ 居宅・介護部門における人材確保の課題
ケアマネージャー、介護職員、看護職員等専門職の安定的確保が今後の事業運営に不可欠である。

⑤ 持続的な「支えあいの仕組み」構築の課題
「支えあいの仕組み」や交流の場の設置は中長期的な取り組みであり、住民が継続して話し合える場の維持・発展が重要である。

⑥ 社協自主財源の安定確保と事業展開の課題
自主財源（会費等）による事業展開の分野が限定的である、広く住民を巻き込んだ事業展開を行い、自主財源の安定的確保（会費の納入促進）につなげる必要がある。

※課題については、各種事業に参加された住民の方々、関連団体の方々から頂いたご意見や課題、職員が事業を進めるうえで把握した課題を記載しております。

〇上記の課題については、分析・検証し本実施計画の推進の根拠となるものとして活用いたします。

第3章　計画の基本理念・基本目標・基本フレーム

〇基本理念・基本目標

あさぎり町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や福祉関係団体・機関等が強固に連携・協力し、地域の生活課題を共有し、共に解決に向けて取り組むこと不可欠です。町の福祉計画にも「行政が取り組むこと」「一人ひとりのこころがけ」「地域・団体のこころがけ」がそれぞれの施策の展開で明示されています。

あさぎり町社協では、あさぎり町が策定する地域福祉計画の基本理念「みんなで支えあう、安心して暮らせるまちづくり」を継承し、地域福祉活動計画の基本理念として掲げます。

〇基本理念

「みんなで支えあう、安心して暮らせるまちづくり」

〇基本理念の実現に向け、4つの柱として次の基本目標を掲げます。

基本目標1

みんなが活躍できる支えあいのまちづくり

住民の参加と協働による地域福祉活動を進めます

基本目標2

みんなが自立し安心して暮らせるまちづくり

あらゆる相談を受け付ける包括的な相談体制と、生活課題に寄り添い継続的に支援できる体制を構築します

基本目標3

みんなの思いに寄り添うまちづくり

「住み慣れた地域で過ごしたい」という住民の思いに寄り添い、質の高い在宅福祉サービスを提供します

基本目標4

みんなが参加できる地域福祉活動の基盤づくり

住民が参画しやすい情報発信を強化し、地域福祉活動の担い手を育成するなど、町民から信頼される社協の基盤を築きます

〇この、基本目標を基に、基本計画・実施計画を定めて活動します。

○第4次あさぎり町地域福祉活動計画 基本フレーム

基本理念	基本目標	基本計画	実施計画
みんなで支えあう、安心して暮らせるまちづくり	1 みんなが活躍できる 支えあいのまちづくり	①支えあいの体制づくりを推進します	(1)小地域福祉活動の推進
			(2)見守り活動の充実
			(3)地域福祉コーディネートの充実
			(4)サロン活動・生きがい活動の場の充実
		②ボランティア活動の活性化を図ります	(5)ボランティア活動の推進
			(6)災害ボランティアセンター機能の充実
		③子育て支援活動を推進します	(7)ファミリーサポートセンターの充実
		④当事者会等への支援を推進します	(8)当事者会等の福祉活動の支援の充実
		⑤参加や交流を通して福祉意識を育みます	(9)学校等教育機関と連携した福祉教育の推進
			(10)福祉イベントを通したふれあいの輪づくり
	2 みんなが自立し安心して 暮らせるまちづくり	⑥包括的な支援体制を構築します	(11)福祉委員(仮称)の養成による地域実情の把握強化
			(12)属性を問わない相談受付体制の構築
			(13)アウトリーチ等の柔軟な継続的支援体制の構築
			(14)社会参加に向けた伴走支援や地域づくりの推進
			(15)生活困窮者等への相談支援
			(16)生活福祉資金等の活用に向けた支援
			(17)地域福祉権利擁護事業の充実
			(18)成年後見制度の啓発と後見センター運営の協力
			(19)消費者被害防止のための啓発活動
	3 みんなの思いに 寄り添うまちづくり	⑦地域生活を支える在宅福祉サービスを充実します	(20)訪問介護事業
			(21)通所介護事業
			(22)居宅介護支援事業
		⑧介護予防や在宅生活を支える支援を充実します	(23)介護予防事業
			(24)移動に関する支援や福祉機器の貸出
	4 みんなが参加できる 地域福祉活動の 基盤づくり	⑨広報・啓発活動を強化します	(25)広報紙・ホームページ・SNSを活用した情報発信の強化
		⑩専門性を高めるための人材を育成します	(26)相談体制の強化
			(27)職員研修等による資質向上
		⑪安定した法人運営体制を継続します	(28)法人運営に関する機能強化
			(29)財政基盤の強化

第4章　基本計画・実施計画

●基本計画①支えあいの体制づくりを推進します

実施計画（1）	内容	主な取組み
小地域福祉活動の推進	行政区を単位とした福祉委員会を設置し、地域ニーズに応じた地域福祉活動を展開していくことで、住みよいまちづくりの実現に向けた活動を推進していきます。	小地域ネットワーク事業の推進。地域福祉座談会の開催。全区に福祉委員会の設置を目指します。

実施計画（2）	内容	主な取組み
見守り活動の充実	ご近所を範囲に住民のふれあいや助け合いの実態を把握することで、地域の見守り活動の推進を図ります。	支えあいマップづくり、シルバーヘルパー活動等の見守り活動を支援します。

実施計画（3）	内容	主な取組み
地域福祉コーディネートの充実	地域福祉の課題や地域住民のニーズの把握を行い、制度の狭間や公的サービスでは解決できない課題が生じた際は関係機関と協働し、社会資源の活用やインフォーマルサービス等の支援体制づくりを行います。	地域支え合い体制整備事業。校区ごとの新しい支え合いの体制を整備します。かちゃあボランティアの拡充をはじめ、移動支援の企画・調査及び事業を実施します。

実施計画（4）	内容	主な取組み
サロン活動・生きがい活動の場の充実	地区公民館等を拠点に、高齢者の生きがいづくりや孤独感の解消を目的に行う事業。地域リーダー（区長、民生児童委員、介護予防サポーター等）により企画立案を行います。	地域型サロン、いきいき百歳体操を全区で開催します。サロン運営に必要な支援やレクレーションの備品等を貸出します。

●基本計画②ボランティア活動の活性化を図ります

実施計画（5）	内容	主な取組み
ボランティア活動の推進	地域のボランティア団体について、行政や関係機関等と連携し、活動内容の周知や新たな担い手の確保を支援するとともに、ニーズに応じた研修を実施します。	ボランティア活動の担い手を養成します。地域ニーズに応じた研修を企画・実施します。住民参加型の体験ボランティアを企画・実施します。

実施計画（6）	内容	主な取組み
災害ボランティアセンター機能の充実	行政・関係機関等との連携を強化していくとともに、災害発生時のボランティアコーディネート機能の充実を図ります。災害ボランティアセンターの設置・運営、ニーズ把握とマッチングが的確にできるよう体制の整備を行います。	災害ボランティアセンター設置訓練を実施します。初動マニュアルを点検し随時更新します。災害発生時には球磨ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定を履行します。

●基本計画③子育て支援活動を推進します

実施計画（7）	内容	主な取組み
ファミリーサポートセンターの充実	依頼会員、協力会員、両会員とも登録制で、子ども見守り等の依頼があることで協力会員が活動することができます。見守りは原則、協力会員宅で行います。子育てサロン（拠点）を実施し、子育て中の方が交流できる場を設置します。	子育て情報の発信を行うとともに、会員の増加を図ります。会員のフォローアップや新規会員向けの養成講習会を実施します。子育て支援のための福祉用具の整備を行い、必要時に貸出せる体制を整えます。

●基本計画④当事者会等への支援を推進します

実施計画（8）	内容	主な取組み
当事者会等の福祉活動の支援の充実	高齢者、障がい者、ひとり親家庭、在宅介護世帯等の生きがいづくり・健康づくり・交流の場の設置を支援します。	青空ピクニック事業、ひとり親家庭支援事業、家族介護者支援事業を実施します。

●基本計画⑤参加や交流を通して福祉意識を育みます

実施計画（9）	内容	主な取組み
学校等教育機関と連携した福祉教育の推進	子どもたちが地域の課題について考える機会を提供し、若年層から参加できる福祉の担い手の育成に取り組みます。	体験学習を実施します。 学齢期に応じた福祉教育を、関係機関等と協議し推進します。

実施計画（10）	内容	主な取組み
福祉イベントを通したふれあいの輪づくり	町民の「ふれあいの輪」づくりと福祉意識の向上を目指して、町民の参加と交流を進める「福祉まつり」を開催します。	福祉功労表彰や福祉啓発・町民参加を促進する内容を検討し実施します。

●基本計画⑥包括的な支援体制を構築します

実施計画（11）	内容	主な取組み
福祉委員（仮称）の養成による地域実情の把握強化	地域の課題など、現場に近い情報を素早く入手できることが、早期解決に繋がります。地域の実情を把握できる、福祉委員を養成し、把握体制を構築します。	地域において支援いただける福祉委員を養成し、様々な課題をいち早く把握できる、即座に対応できる体制を整えます。

実施計画（12）	内容	主な取組み
属性を問わない相談受付体制の構築	断らない相談支援体制を構築します。制度や分野にとらわれない相談や、多機関にまたがる複雑困難な相談、どこに相談していいかわからない相談を受付、支援します。	相談窓口を設置し、分野を超えた課題を、多機関で情報共有し、役割分担や課題の進捗を管理します。

実施計画（13）	内容	主な取組み
アウトリーチ等の柔軟な継続的支援体制の構築	引きこもりの方やそのご家族、相談に来ることが困難な方のところに出向き、適切な支援につながるまで継続的に支援します。	アウトリーチ等を通じた継続的支援を実施します。

実施計画（14）	内容	主な取組み
社会参加に向けた伴走支援や地域づくりの推進	既存の相談支援機関では対応できない社会参加に向けた支援を行います。また、社会との交流の場等を創出する地域づくりを行います。	社会参加に向けた伴走支援を実施します。参加し得る場所・地域での居場所を設置します。仲間づくりと就労体験の場として、簡易な労働で賃金を得ることができる事業を展開します。

実施計画（15）	内容	主な取組み
生活困窮者等への相談支援	生活困窮者の自立に向けた包括的な相談支援を行います。	自立相談支援事業を実施します。関係機関との連絡調整を行います。

実施計画（16）	内容	主な取組み
生活福祉資金等の活用に向けた支援	経済的に困っている人々からの相談に対し、経済的自立へ向けた施策につなぐとともに、支援機関等と連携し、生活困窮者等に一時的な資金を貸し付けることにより、生活維持への支援へつなげます。	生活福祉資金貸付事業を実施します。福祉金庫貸付事業を実施します。自立相談支援機関と連携を図ります。

実施計画（17）	内容	主な取組み
地域福祉権利擁護事業の充実	認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方を対象に、自立した生活が送れるように支援を行い、利用者の権利を擁護します。	福祉サービスの利用に関する援助を実施します。日常的金銭管理、預貯金通帳や証書等の預かり、生活支援員を配置し実施します。

実施計画（18）	内容	主な取組み
成年後見制度の啓発と後見センター運営の協力	判断能力の低下に伴う、福祉サービスの利用や金銭管理等の相談について、権利擁護事業に該当しない事案等は、人吉球磨成年後見センターへつなぐ等、事業の周知含め支援します。	運営委員会へ参加します。成年後見制度の周知を行います。権利擁護事業から成年後見へのつなぎを行います。

実施計画（19）	内容	主な取組み
消費者被害防止のための啓発活動	町や消費生活センターとの連携による、消費者被害防止、関連機関との情報収集及び啓発活動を推進します。	消費生活センターとの連携を図ります。各種会議等での啓発活動を実施します。

●基本計画⑦地域生活を支える在宅福祉サービスを充実します

実施計画（20）	内容	主な取組み
訪問介護事業	高齢者や障がい者が在宅において、自立した日常生活を送れるよう関係機関等の連携とホームヘルパー間の情報の共有を図り、利用者のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。	訪問介護事業を実施します。 研修等へ参加し自己研鑽を図ります。介護職員の安定的確保に向けた募集等行います。

実施計画（21）	内容	主な取組み
通所介護事業	利用者の自主性を尊重し、生活機能の維持または向上や回復を目指し、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、自立した日常生活が送れるように支援します。	通所介護事業を実施します。 研修等へ参加し自己研鑽を図ります。介護職員の安定的確保に向けた募集等行います。

実施計画（22）	内容	主な取り組み
居宅介護事業	要介護者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアプランを作成し、関係機関との連絡調整を行います。	居宅介護支援事業を実施します。 ケアマネ資格者の確保及び主任ケアマネ資格取得の強化を図ります。 研修等へ参加し自己研鑽を図ります。

●基本計画⑧介護予防や在宅生活を支える支援を充実します

実施計画（23）	内容	主な取り組み
介護予防事業	要支援者等が在宅で自立した生活が継続できるよう、また要介護状態にならないような予防的支援を行います。	介護予防訪問事業を実施します。 介護予防通所介護事業を実施します。

実施計画（24）	内容	主な取組み
移動に関する支援や福祉機器の貸出	在宅で介護をしている世帯へ、福祉車両や介護ベッド等の福祉機器を貸出すことにより、負担の軽減や、一時的な状態変化に対応する支援を行います。	福祉車両（車椅子乗）の貸出しや、車椅子、介護ベッド等福祉用具の貸出しを行います。

●基本計画⑨広報・啓発活動を強化します

実施計画（25）	内容	主な取組み
広報紙・ホームページ・SNSを活用した情報発信の強化	社協活動、事業経営の透明性を図るため、多様な広報手段を活用して広報・啓発活動を効果的かつ効率的に行い、強化を図ります。	広報紙を定期発行し重要な事項を周知・報告します。ホームページ・SNSによるタイムリーな事業の周知を行います。

●基本計画⑩専門性を高めるための人材を育成します

実施計画（26）	内容	主な取組み
相談体制の強化	多種多様な相談に対応できるよう、事務局内外の研修を通して相談対応できる職員の増加を図ります。	社会福祉主事の確保及び資格取得の強化を図ります。社会福祉士の確保及び資格取得の強化を図ります。相談員の研修による研鑽を推進します。バーンアウト及び支援者の孤立を防ぐための連携体制を構築し、メンタル相談体制の充実を図ります。

実施計画（27）	内容	主な取組み
職員研修等による資質向上	福祉の専門機関に属する職員として、資質を向上させる取り組みを通して、地域で活躍できる職員を育成します。	職員研修を実施します。 各分野の研修会に参加し、専門分野の知見・識見を向上させ、社協事業への展開を図ります。

●基本計画⑪安定した法人運営体制を継続します

実施計画（28）	内容	主な取組み
法人運営に関する機能強化	より効果的で効率的な社協事業を遂行するため、内部組織・運営体制の安定化を図る。	適切に事務処理できる事務局組織を構築します。各事業の多寡を見極めた適正な人事管理を行います。適正な財産管理及び労務研修会へ参加します。

実施計画（29）	内容	主な取組み
財政基盤の強化	地域福祉を中核的に進める公共的な役割を担う社協が、安定性と継続性のある事業運営を行うために要する財源の安定的な確保を図ります。	自主財源（社協会費等）の確保を図るための事業推進を行います。公費の導入による補助事業、受託事業を実施します。介護保険事業等収入の安定化を図ります。

あさぎり町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設　置）

第１条　あさぎり町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）は地域福祉推進の要となる地域福祉活動計画を策定するため、あさぎり町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員会」）を設置する。

（協議事項）

第２条　策定委員は、次の事項について協議する。

１「あさぎり町社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定に関すること。

２ その他、地域福祉の推進に関すること。

（構　成）

第３条　策定委員会は、町内の関係団体より推薦を受けた25名以内の委員をもって構成する。

２ 委員は、本会の会長が委嘱する。

３ 策定委員会には、委員長１名と副委員長2名を置き、委員の相互によりこれを決定する。

４ 委員長は、会務を総理する。

５ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

６ 策定委員会の構成員の中に、学識経験者をアドバイザーとして交え意見を求めることができる。

７ 策定委員会の会議開催に先立ち、課題・意見等をまとめるため作業委員会を置くことができる。

８ 作業委員会には、策定委員会の委員長、副委員長及び関係機関職員を配置する。

（任　期）

第4条　委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

（会　議）

第5条　策定委員会の会議は、本会の会長が招集する。

２ 策定委員は、必要があるときには、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（費　用）

第6条　策定委員会の委員に、会議参加に係る費用を支払うことができる。

２ 報酬については無給とし、費用弁償については１回に付き 1,100 円を支払うものとする。

３ アドバイザーに関しての費用は、協議して支給する。

（庶　務）

第7条　策定委員会の庶務は、総務課地域福祉係において処理する。

（雑　則）

第8条　この要綱の定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附　則

１ 策定委員会設置当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

２ この要項は、平成18年10月１日から施行する。